

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例

(令和 8 年 3 月 27 日条例第 21 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、市内に存するため池を活用した太陽光発電事業の実施に当たり、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定め、地域との共生及び調和を図り、もってため池の多面的機能、地域の良い自然環境、生活環境、農業、文化及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ため池 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成 31 年法律第 17 号)第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池をいう。
- (2) 太陽光発電施設 ため池に設置する太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し、発電する事業をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を実施する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供するため池の土地又は水面をいう。
- (6) ため池管理者 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 2 条第 2 項に規定する管理者をいう。
- (7) 地域住民等 事業区域の境界から 300 メートル(太陽光発電施設の総出力が 50 キロワット未満の場合は 100 メートル)以内に居住する者、事業区域に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者その他太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者として市長が特に認める者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(ため池管理者の責務)

第 4 条 ため池管理者は、ため池の多面的機能を維持できるよう関係法令に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 ため池管理者は、前条に規定する市が行う措置に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、関係法令並びに国及び香川県が策定する関係ガイドライン(以下「関係法令等」という。)を遵守し、安全かつ適正な事業のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、ため池管理者と十分な協議を行った上で、ため池の安全性及び多面的機能を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、地域住民等と良好な関係を築かなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例の規定は、太陽光発電施設の総出力が10キロワット以上の太陽光発電事業に適用する。ただし、ため池に付属する建築物に太陽光発電施設を設置する場合を除く。

(事前協議)

第7条 太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、関係法令等に基づく手続のほか、事前に市長と協議を行わなければならない。協議の内容を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の協議に際し、必要があると認めるときは、ため池管理者に意見を求めることができる。

(地域住民等への説明)

第8条 事業者は、前条の協議を終えた後、地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、事業計画の内容について、地域住民等の同意を得なければならない。

3 事業者は、説明会の開催後に意見等の提出先を定めて、30日以上の期間において意見等を受け付けた上で、当該意見等に回答しなければならない。

4 事業者は、説明会の結果並びに前項の規定により提出された意見等及びその回答について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(維持管理等)

第9条 事業者は、災害に備えるとともに生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(保険又は共済への加入)

第10条 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に起因して生じた他人の生命及び身体並びに財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入しなければならない。

2 事業者は、災害に備え、必要な保険に加入しなければならない。

(廃止等に伴う措置)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を中止し、又は廃止したときは、太陽光発電施設を速やかに撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する撤去及び処分を速やかに行うために、太陽光発電施設の撤去及び処分に係る費用を計画的な積立て等の方法により確保しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第12条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、事業者に対して、太陽光発電施設の状況その他必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導又は助言)

第13条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項の規定による協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。

(2) 第8条第1項の規定による説明会の開催を行わなかったとき。

(3) 第8条第4項の規定による報告において、虚偽の報告を行ったとき。

(4) 前条の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 当該勧告の内容

(3) 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。